

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する国民健康保険の一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援拡充等を求める意見書

東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者の医療費一部負担金（医療機関での窓口負担）免除及び介護保険利用者負担の減免措置については、免除に要した費用を全額国が補填するとした財政支援を平成24年9月30日で終了としました。その後の国の財政支援は、基準を満たした場合に8割を支援するとした既存の特別調整交付金による仕組みに変更されています。

国では平成25年12月に、国民健康保険については、平成27年度までは宮城県を含めた被災3県の市町村に対し、医療費の増加による負担増の割合に応じた財政支援の拡大を実施するとしていますが、介護保険については、そうした財政支援は全くない状況であります。こうした減免措置に十分な財政手当てがない中、県内全市町村は現場の声を受けとめ、大変な財政的問題を抱えつつも対象を絞り込み、特に介護保険利用者負担については自治体以外からの財政支援がないままに減免を再開させています。

被災地の宮城県では市長会と町村会の積極的な訴えや県民の切実な要望があったにもかかわらず、財政支援を行わないまま、医療とともに介護保険の減免が打ち切られました。その後、平成26年4月には自治体の努力で復活した経過があり、平成27年4月からは国民健康保険の被保険者の医療費一部負担金の免除措置を宮城県内13市が足並みを揃えてこれを継続し、かつ後期高齢者医療制度における被保険者の医療費一部負担金の免除措置を県内全市町村が継続することになりましたが、介護保険利用者負担の減免措置については同様の措置が継続できないことが見込まれています。

今もなお、生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、医療や介護支援が必要となる要介護認定者等も増加し続けており、被災者に対するさまざまな支援の継続が求められています。

よって、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除の減免措置を被災市町村の負担によらず継続するための財政支援拡充を求めるとともに、介護保険利用者負担の減免措置を実施できるよう財政措置を創設することを強く要望します。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年3月9日

宮城県大崎市議会議長 佐藤清隆

内閣	総務	理大	大臣	} 宛て
財務	厚生	労働	大臣	
厚生	議院	議院	議長	
衆議	議院	議院	議長	
参議	議院	議院	議長	